

おしえて 消費生活！！

テレビショッピング～返品条件をよく確認！

【相談事例】

テレビショッピングで「1週間以内返品可能」と言っていたマッサージチェアを購入した。うまく使えないため返品を申し出たが「通電した商品は返品できない。テレビ画面でも表示している」と言われた。番組を録画していたので確認したところ、最後に小さな文字で表示されていたが、気付かなかった。使用しないと使い心地は分からない。返品したい。(70歳代 女性)



《アドバイス》

- ・ テレビショッピングでは、番組内で「返品可能」などと紹介されていても、「未開封・未通電に限る」など、様々な条件が付いていることがあります。また、配達された商品を受け取り拒否しても、契約解除にはなりません。
- ・ 番組内では重要事項の表示が小さかったり、表示時間が短かったりすることもあります。商品の印象や価格のお得感ばかりに気を取られず、冷静に判断することが大切です。
(1回限りの購入ではなく、定期購入契約になっている可能性があります。ご注意ください。)
- ・ テレビショッピングなどの通信販売にはクーリング・オフ制度はなく、返品については事業者の定めたルールに従うこととなります。電話で注文する際には、オペレーターに返品条件などを改めてしっかり確認しましょう。
- ・ トラブルになった場合は、消費生活センターに相談しましょう。

東広島市消費生活センター

東広島市役所 北館 1階市民生活課窓口 電話 082-421-7189

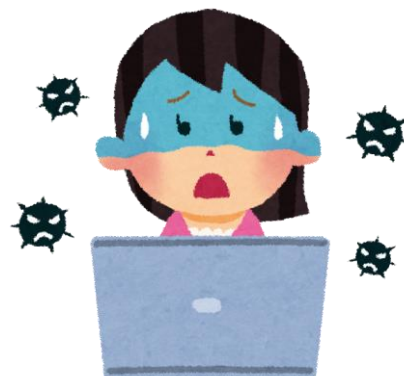
(月～金 (祝日・年末年始の市の休日を除く。)) 9時30分～12時 13～16時30分)

ネットに潜む詐欺に注意！！ あなたの大切なお金が狙われている??

インターネットに関連する特殊詐欺が多数報告されています。

(1) ウイルス感染によるセキュリティ契約

自宅のパソコンでインターネット使用中、突然ウイルス感染を知らせる警告音や警告画面が出て、修理費用やセキュリティソフト、サポート代金などを支払うよう要求される。



(2) ワンクリック詐欺

インターネットを操作して無料の動画を見ていたら、いつの間にか登録料や会員費を請求する画面が出て、退会するための料金を要求される。

(3) 料金未払い

SMSに突然メールが届き、大手企業や行政（例：国税庁、市役所等）などを騙り、身に覚えのないサイト登録料や退会料の支払いを要求したり、URLから詐欺サイトにアクセスさせて、個人情報やクレジットカード情報を入力させたりする。



被害に遭わないために

- 身に覚えのない請求は無視しましょう。
- 不安な時は、慌てて表示されている番号に電話せず、警察や周りの方に相談してください。
- パソコン画面に怪しい警告画面が出てきたら、インターネット画面を閉じるか、パソコンの電源を落として、再起動してみましょう。

◎土日祝日に消費生活相談を希望の方

独立行政法人 国民生活センター

相談時間：土日祝日 10:00~16:00

消費者ホットライン 188 (イヤ)